

学校法人兵庫医科大学保健管理センター規程

(設置)

第1条 学校法人兵庫医科大学の職員の健康の保持増進並びに安全衛生水準の向上等のために、兵庫医科大学保健管理センター(以下「センター」という。)を置く。

(業務)

第2条 センターは、次の業務を行う。

- 1 職員の保健管理(過重労働の健康管理含む)に関する実施計画の企画及び立案に関すること
- 2 職員の健康診断、感染予防対策に関すること
- 3 職員の保健指導、健康相談等に関すること
- 4 職員の精神的健康(メンタルヘルス)の保持増進に関すること
- 5 職員の安全衛生管理に関すること
- 6 職員の保健衛生の充実向上のための調査、研究に関すること
- 7 職員の放射線被ばく管理に関すること
- 8 職員相談に関すること
- 9 職員・学生の外傷・疾病に対する応急処置
- 10 その他職員に関する健康保持増進についての必要な業務に関すること

(組織)

第3条 センターに次の組織を置く。

- 1 保健管理室
- 2 職員相談室

(構成員)

第4条 センターに次の職員を置く。ただし、兼務によることを妨げない。

- 1 センター長
 - 2 産業医
 - 3 保健師
 - 4 看護師
 - 5 相談員(公認心理師)
 - 6 衛生管理者
 - 7 事務員
 - 8 その他必要な職員
- ② センター長は、兵庫医科大学西宮キャンパス総括安全衛生管理者(病院長)の兼務とし、必要により副センター長を置くことができる。

(職員の配置)

第5条 保健管理室に保健師、相談員、衛生管理者及び事務職員を配置する。

② 職員相談室の相談員は前項の職員が担う。

(各部署との連携)

第6条 センターは、センター業務を円滑に行うために、各キャンパス安全衛生委員会等、感染制御部、学生保健管理センター等と連携を図る。

(事務)

第7条 センターの事務は、第3条第1号に定める保健管理室が行なう。

② 保健管理室の事務分掌及び業務については別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、常務会で行なう。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、2021年1月1日から施行する。(第3条から第5条、第8条関係)

附 則

この改正は、2022年4月1日から施行する。(第1条から第8条関係)

②この改正に伴い、兵庫医科大学保健管理センター細則、兵庫医科大学保健管理センター運営委員会規程、学校法人兵庫医科大学保健管理委員会規程は廃止する。